

小平市国民健康保険条例の一部改正について

1 背景

平成27年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。この法律は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものである。

国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られることとなった。

都道府県は各都道府県内の医療費等を推計し、その保険給付に充てるための国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）の額を決定し、また納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定して各市町村に通知する。市町村は、納付金を納めるための国保料（税）として被保険者から徴収し、都道府県へ納付する義務を負う。

平成30年度以降の国民健康保険税については、この納付金の支払いに充てることになり、また国保税率は標準保険料率を参考にして市が決定することになる。

2 改定理由

小平市の国民健康保険は、雇用状況の改善による被用者保険への加入や後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減となる一方で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は年々増加している。また、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が高いといった構造的な課題に加え、歳入の根幹をなす国民健康保険税は、被保険者数の減少の影響により調定額は減少しており、一般会計からの多額の繰入れによって財政運営を維持しているのが現状である。

平成30年度決算の小平市における一般会計からの法定外の繰入れ（以下、「法定外繰入れ」という。）の総額は約11億4,700万円である。一人当たりの負担額は28,541円に相当する。これを一度に解消するとなると大幅な税率改定が必要になる。

国においては、この法定外繰入を削減・解消するために、全国の法定外繰入の総額に相当する約3,400億円を毎年、全国の国保に対して支援することとしている。この公費拡充は赤字を抱えている国保に対し支援するものではなく、全国すべての国保に対して支援を拡充するため、法定外繰入相当額に対し補填される

ものではない。公費拡充を充ててもなお財源不足が生じた場合は、原則として被保険者に負担を求めることになる。

令和2年度については、法定外繰入の段階的な解消に向けた対応を図るために、向こう2か年に必要な税率改定を行う。

3 標準保険料率の意義

都道府県が区市町村ごとに算定するもので、都道府県が提示した標準保険料率どおりに保険料率を設定すれば国民健康保険事業費納付金を全額賄える仕組みである。

都道府県化統一の算定基準による標準保険料が示されることで、各区市町村は他市との比較も含め、市町村ごとのあるべき保険料率を把握することで、市民の保険税負担の見える化が図られ、算定にあたっては、都道府県内の年齢構成や所得水準、医療費水準、収納率が反映される。

各区市町村は、この標準保険料率を参考に（かい離を把握しながら）、段階的、計画的な赤字の解消に向けて自治体の状況に応じた実際の保険料率を決定していくこととなる。

4 現行の税率と標準保険料率とのかい離について

小平市における現行の税率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	5.51% (63.5)	23,700円 (36.5)
後期高齢者支援金分	2.05% (56.8)	11,400円 (43.2)
介護保険分	1.55% (49.1)	15,500円 (50.9)

※（ ）は所得割額の按分率（応能）と均等割額（応益）の比重割合

東京都から示された標準保険料率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	7.02% (55.4)	40,577円 (44.6)
後期高齢者支援金分	2.34% (55.6)	13,412円 (44.4)
介護保険分	1.94% (55.4)	14,425円 (44.6)

保険税率を標準保険料率に改定した場合の影響

区 分	改定率	調定額（増額分）
医療保険分	36.66%	830,019千円
後期高齢者支援金分	13.70%	123,552千円
介護保険分	8.76%	30,169千円
合計	28.02%	983,740千円

※改定を必要とする額は、調定額ベースで約9億8,400万円である。

5 税率改定の基本的考え方

国において求められている国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）では、原則6年で「法定外繰入」の赤字を削減する計画とされているが、税率改定に当たっては、被保険者に対する急激な負担増を回避するため、「法定外繰入」の縮減に向けた道筋を示しつつ当該年度の税率を設定する必要がある。

標準保険料率とのかい離が極めて大きい医療保険分を中心に、改定は原則として2年に一度行うこととし、急激な保険税の上昇を抑えるために、国民健康保険事業運営基金を取り崩すことにより、概ね3.6%程度の改定率で、8回の改定、15年（解消目次年度令和14年度）で赤字を解消することとする。（国民健康保険事業運営基金を取り崩さない場合は4.2%の改定）

令和2年及び令和3年の「法定額繰入」の削減額は、平成30年度決算額ベースで赤字解消削減額の総額11億4,700万円を税率改定の回数の8で按分し、税率改定分「約1億1,600万円」、国民健康保険事業運営基金分「約4,400万円」、合計「約1億6,000万円」とした。

6 国民健康保険条例の一部改定（案）

- (1) 基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）に係る改定後の税率を次のとおりとする。

医療保険分

	令和2年度	現行
所得割額	5.68%	5.51%
均等割額	25,700円	23,700円

後期高齢者支援金分

	令和2年度	現行
所得割額	2.08%	2.05%
均等割額	11,600円	11,400円

介護保険分

	令和2年度	現行
所得割額	1.61%	1.55%
均等割額	15,300円	15,500円

- (2) 施行期日及び適用の時期

施行期日 令和2年4月1日

令和2年度分の国民健康保険税から適用する。